

JCR登録の手順

教育

下記のいずれかの
WHOガイドライン基準の教育を修了

国内外の
CCE基準
カイロ教育

JAC承認
CSC
プログラム

安全教育
プログラム

登録
試験

JCR-IBCE
カイロプラク
ティック統一
試験に合格

海外の
試験

NBCE試験
パートI&IIに
合格

海外の
免許

法制化され
た国(州)の
免許を取得

登録

- ①登録申請書、②修了証(学位)の写しおよび
- ③登録試験合格証明書/NBCEの合格証明書/
海外の免許の写しを提出し、
登録費(1万円)の納入をもって
本機構の名簿に登録



登録申請や登録試験について
ご質問は、メール、FAXもしくは郵送で
本機構事務局まで
お問い合わせください。

日本カイロプラクティック登録機構(JCR)

〒105-0003 東京都港区西新橋3-24-5
レック御成門川名ビル503 JAC事務局内

TEL&FAX 03-3578-9390
E-mail webmaster@chiroreg.jp
URL www.chiroreg.jp

日本カイロプラクティック
登録機構®(JCR)の
ご紹介

Japan Chiropractic Register
Information Brochure



日本カイロプラクティック 登録機構®(JCR) について

日本カイロプラクティック登録機構(JCR: Japan Chiropractic Register)は、日本カイロプラクターズ協会(JAC)の協力のもと2008年に設立されたカイロプラクターを登録する独立組織です。登録対象者はWHO(世界保健機関)ガイドライン※に準拠した教育プログラムを修了しJCR登録試験に合格した者です。

登録者の名簿を一般公開し、その名簿を厚生労働省や関係省庁へ提出することで安全なカイロプラクターを選ぶ基準を示すことを目的としています。将来、カイロプラクティックが制度化される際に、行政による適正なカイロプラクター登録機関が設置されるまで本機構が代替的な役割を担います。

※カイロプラクティックの基礎教育と安全性に関するWHOガイドライン

カイロプラクティックとは What is Chiropractic?

19世紀後半にアメリカで発祥し、世界約90カ国に広がっているヘルスケアです。約40の国と地域で国家資格が存在しWHOは補完代替医療として認めています。カイロプラクティックは脊椎の構造と神経系の機能に着目した専門職です。

WHOでは「神経筋骨格系の障害とそれが及ぼす健康全般への影響を診断、治療、予防する専門職であり、関節アジャストメントおよびマニピュレーションを含む徒手治療を特徴とし、特にサブラクセーションに注目する。」と定義しています。

カイロプラクティック教育

WHOガイドラインでは、正規の教育および限定的な教育の二種類が明記されています。

①正規の教育

世界4つの地域に存在するCCE(カイロプラクティック教育審議会)から認可を受けた全日4年制4,200時間以上の教育プログラムです。国内に1校あります。

②限定的な教育

暫定的に行われる従事者対象の教育プログラムです。国内では、JAC(日本カイロプラクターズ協会)承認のCSC(コンバージョン)プログラムと独立行政法人国民生活センターの要請により開講した安全教育プログラムが含まれます。

国内のカイロプラクティック教育

- CCE基準カイロプラクティック教育
- JAC承認CSCプログラム(2012年終了)
- 安全教育プログラム(2014年開講)

登録試験

IBCE(国際カイロプラクティック試験委員会)※が提供するJCR登録試験(通称、JCR-IBCEカイロプラクティック統一試験)を年一回実施しています。

※IBCEは、アメリカの国家試験を運営しているNBCE(全米カイロプラクティック試験委員会)の協力のもと、国際的な第三者試験委員会として設立された組織です。

登録申請者は

以下のいずれかを満たす必要があります。

- JCR登録試験(受験料350米ドル)合格
- NBCE試験パートI&II(受験料計1,220米ドル)合格
- 法制化された国(州)のカイロプラクター免許取得

日本の現状

1960年に「医業類似行為において有害の恐れがない場合は禁止処罰の対象とはならない」とする最高裁判決により、教育の有無にかかわらず誰もが自由にカイロプラクティック業を行っています。

旧厚生省は、1991年に「脊椎原性疾患の施術に関する医学的研究」(通称、三浦レポート)を公表し、医学的根拠に乏しいと結論づけました。なお厚生労働省職業安定局はカイロプラクターを職業として認知しています。

2012年に独立行政法人国民生活センターは「手技による医業類似行為の危害」を報告し、被害相談の件数が増えていることを指摘しました。

国内でカイロプラクティックは法的に認められていません。規制する法律がないことから、業界は自主規制として「カイロプラクティックの安全性と広告に関するガイドライン」を公表しました。

海外の状況

アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、スイスなど法制化された国々では、CCE(カイロプラクティック教育審議会)認可の大学を卒業した後、国家試験(州試験)に合格して登録機関へ届け出ることによって、カイロプラクター免許を取得します。免許では、プライマリーケアの医療従事者としてカイロプラクティック施術以外にもレントゲン撮影を含む診断権が認められています。

法制化された国々では、プライマリーケアの医療従事者としてカイロプラクターの職業が確立しています。